

## 地球温暖化対策をめぐる最近の動き

平成 18 年 10 月 30 日

### 1 . フロン類の回収促進のための法制度の整備 ( 詳細は別紙 1 参照 )

中央環境審議会答申「今後のフロン類等の排出抑制対策の在り方について」(平成 18 年 1 月 31 日)を受け、第 164 回国会にフロン回収・破壊法の改正法案を提出し、平成 18 年 6 月に成立。平成 19 年 10 月から施行。

#### 【主な改正内容】

業務用冷凍空調機器からのフロン類の引渡しを書面で捕捉し管理する行程管理制度の導入  
機器の廃棄者に対する都道府県知事の指導等を強化  
機器整備時のフロン回収義務の明確化

### 2 . 京都メカニズムの活用のための法制度の整備 ( 詳細は別紙 2 参照 )

「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が平成 18 年 6 月に成立。

#### 【主な改正内容】

京都メカニズムを活用する基盤を整備するため、クレジット(算定割当量)の取得、保有及び移転を記録する口座簿(割当量口座簿)の整備等を行う。

「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律」が平成 18 年 4 月に成立。

#### 【主な改正内容】

(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構に京都メカニズムを活用したクレジットの取得等の業務を行わせるとともに、当該業務に必要な費用の一部を石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計から歳出することを可能とする。

これらの法律の成立を受け、平成 18 年 7 月に京都議定書目標達成計画の一部を変更し、政府としてのクレジットの取得方針を規定した。

### 3 . 京都議定書目標達成計画について

( 1 ) 京都議定書目標達成計画の進捗状況について ( 詳細は別紙 3 参照 )

平成 18 年 7 月 7 日に開催された地球温暖化対策推進本部において、京都議定書目標達成計画の進捗状況について点検を行った。

その結果、計画に示された対策・施策の全般にわたり、一定の進展・具体化がみられ

た一方で、今後過去を上回る進捗が必要な対策も見られることから、2007 年度に行う計画の定量的な評価・見直しは、対策・施策の進捗状況を厳格に評価し、6%削減約束を確実に達成できる内容とする必要がある、と評価された。

#### (2) 京都議定書目標達成計画の評価・見直しについて

京都議定書目標達成計画では、2007 年度に定量的な評価・見直しを行い、第1約束期間(2008年～2012年)において必要な対策・施策を2008年度から講ずることとしている。そのため、平成18年10月27日に開催された中央環境審議会地球環境部会第37回会合において、本計画の評価・見直しに係る審議が開始された。

### 4 . 2005 年度 (平成 17 年度) の温室効果ガス排出量速報値について

(詳細は別紙4参照)

平成18年10月17日(火)、2005年度(平成17年度)の温室効果ガス排出量の速報値を取りまとめた。

- ・2005年度の温室効果ガスの総排出量は、13億6,400万トン-CO<sub>2</sub>。
- ・京都議定書の規定による基準年(原則1990年)の総排出量と比べ、8.1%上回っている。
- ・2004年度の総排出量と比べると0.6%増加。

### 5 . 二酸化炭素海底下地層貯留について (詳細は別紙5参照)

平成18年9月4日「地球温暖化対策としての二酸化炭素海底下地層貯留の利用とその海洋環境への影響防止の在り方について(諮問)」中央環境審議会へ諮問。二酸化炭素海底下地層貯留に関する専門委員会を設置し、現在、審議いただいているところ。

来年1月下旬頃を目途に報告書を取りまとめ、地球環境部会における審議を経て、答申をいただく予定。

# 業務用冷凍冷蔵庫や業務用エアコンについて フロンの回収が必要です

## 「フロン回収・破壊法」が改正されました。

- 飲食店の冷蔵庫や事務所のエアコンなどの業務用冷凍空調機器には、家庭用の冷蔵庫やエアコンに比べて大量のフロンが使われています。
- これらの機器が不要になったり、修理を行うときにフロンが大気中に放出されるとオゾン層の破壊や地球温暖化の原因になるため、業務用冷凍空調機器については、フロン回収・破壊法に基づいてフロンの回収が進められています。
- フロンの回収は使用者の責任です。
- 平成18年6月にフロン回収・破壊法が改正され、関係者の役割やフロン回収の手続きが明確になりました。

### 改正のポイント

- 行程管理制度（マニフェスト）の導入
- 整備時のフロン回収義務付け
- 建物解体時の対象機器の有無の確認
- リサイクル時のフロン回収義務付け



### フロン回収・破壊法に関するお問い合わせ先...

**経済産業省** 製造産業局 化学物質管理課オゾン層保護等推進室  
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 電話03-3501-1511（代表）  
URL <http://www.meti.go.jp/>

**環境省** 地球環境局 環境保全対策課フロン等対策推進室  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 電話03-3581-3351（代表）  
URL <http://www.env.go.jp/>